



令和5年度

包括外部監査報告書

【概要版】

「試験研究機関の財務事務の執行及び
管理運営について」

山形県包括外部監査人
公認会計士 大嶋 雄生

内容

第1 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 選定した特定の事件（テーマ）	3
3. 監査の対象期間	3
4. 事件を選定した理由	3
5. 監査の実施期間	3
6. 監査の方法	4
(1) 監査の要点	4
(2) 主な監査手続	4
7. 包括外部監査人を補助した者	5
8. 利害関係	5
第2 実施した監査手続	6
1. 県の試験研究機関に係る管理・運営	6
2. 各試験研究機関への往査	7
第3 個別の監査結果及び意見（一覧）	9
1. 県の試験研究機関に係る管理・運営	9
2. 各試験研究機関への往査	9
第4 個別の監査結果及び意見（内容）	12
1. 県の試験研究機関に係る管理・運営	12
2. 各試験研究機関への往査	13

この概要版は令和6年3月付けで作成された「令和5年度包括外部監査報告書」（以下、「報告書」という。）の記載を要約したものです。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について

3. 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要がある場合には他の年度分も対象とした。

4. 事件を選定した理由

新型コロナウイルス感染症の長期化、不安定な国際情勢に伴う原油価格と物価の高騰、大規模な自然災害の頻発といった事象により、県民の生活や県内産業の各セクターは大きな影響を受けている。さらに、本県が直面する構造的な問題である人口減少について、今後も加速化することが予想される。

このような状況において、第4次山形県総合発展計画に則り、時代の変遷に対応し、持続可能な発展を達成する社会を構築するために、県が設置する試験研究機関が産業の育成及び振興、県民生活の質の向上、衛生環境の保全等に寄与することが求められている。また、新型コロナウイルスと共存する新たな生活様式や未来の県の発展を推進する役割がこれら試験研究機関には一層期待されている。

本件の試験研究機関を対象とした前回（H17年度）の監査から相当期間が経過しており、社会経済環境や各種技術の大幅な進展を受け、試験研究機関における研究活動の適切性や県民ニーズへの対応状況、試験研究機関同士の連携などの再評価が必要となっていた。

また、試験研究機関の行う研究等は極めて専門的であり、評価が定まるまでに長期間を要するものがあるなど成果が見えづらい部分があるため、適切に設定した目標達成がなされているかの検証についても対応が必要である。

上記を踏まえ、各試験研究機関が実施する取組みが、総合発展計画や県民ニーズ、地域課題を反映した適切な内容となっているか、研究成果の有効性、効率性及び経済性、試験研究機関に関連する組織との連携効果、施設・設備等の管理体制などの観点から改めて検証する必要があると考え、本テーマを包括外部監査の対象として選定した。

5. 監査の実施期間

令和5年4月から令和6年3月まで

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について、合規性の他、3E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

【監査要点】

- ① 試験研究の明確な目的設定・達成状況が適切に評価されているか
- ② 試験研究内容が地域・産業・県民のニーズに適切に対応しているか
- ③ 収入・支出・契約事務・資産・物品管理の適切性が確保されているか
- ④ コスト管理と費用対効果が適切に考慮されているか
- ⑤ 関係法令に準拠した適法適切な実施が行われているか
- ⑥ 情報の記録、保管、開示が適切に行われているか
- ⑦ 組織横断的な運営が適切になされているか

(2) 主な監査手続

(1)に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

【監査手続】

- ① 関連する法令・規則・上位計画を閲覧し、試験研究機関の体制や業務内容などがそれらに準拠しているかを確認
- ② 組織や事務についての概要把握、試験研究機関や所管部署の組織形態、運営方針、基本施策、計画などの整合性の確認
- ③ 各評価委員会の評価内容、財務事務及び組織運営等の概要の確認及び担当者や職員へのアンケート調査やヒアリングの実施
- ④ 研究課題の選定、試験研究の進捗管理、評価、成果普及及び事後検証などのプロセスの確認
文書、関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑などの閲覧と照合、事務マニュアル
- ⑤ やフローチャートの正確性・効率性の確認、研究課題の事前評価と事後評価の適切性と結果の確認
各試験研究機関や事業場所への視察、現地でのヒアリングや書類の確認、公有
- ⑥ 財産の台帳整備状況と現品照合による管理状況の確認、固定資産・備品・貯蔵品などの現物確認
- ⑦ 各種財務・事務手続きの妥当性の確認、競争状況の確認、知的財産管理の適切性の検討
- ⑧ 問題点の指摘と報告、アンケートやヒアリング結果分析、対策や改善策の意見

なお、サンプルに関しては、担当部署へのヒアリングや県が作成する試験研究機関に関連する資料を確認したうえで、監査人が必要と認めたサンプルを抽出した。

7. 包括外部監査人を補助した者

浅野 和宏 (公認会計士)
嶋田 有吾 (公認会計士)
渡部 淳一 (公認会計士)
片桐 将人 (公認会計士)
奥野 敦士 (公認会計士試験合格者)
森園 陽介
菊谷 健介

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 実施した監査手続き

1. 県の試験研究機関に係る管理・運営

県が実施する試験研究機関に係る管理・運営について、関連書類の閲覧、担当者への質問、分析、担当者へのヒアリング、その他必要と認める監査手続を行った。

また、各拠点の往査前において、事前のヒアリングを試験研究機関の所管課に対して実施し、往査実施後においても外部評価委員会へのヒアリングも実施した。

① 試験研究機関の所管課への往査前ヒアリング

県の所管課に対し、試験研究機関の管理・評価方法、課題認識等について往査前に事前に調査すべき内容のヒアリングを実施した。

特に、県の公設試験研究機関を所管する立場として、試験研究機関が適切な予算や業務の効率的な執行が実行できるような支援と管理体制を整備しているかについて確認した。

【所管課への事前ヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・ 補助者数
6月23日	金	産業技術イノベーション課 科学技術振興担当	3名
		産業技術イノベーション課 産業技術振興担当	3名
		農業技術環境課 研究調整・スマート農業普及推進担当	3名
7月7日	金	健康福祉企画課(衛生研究所)	3名
		産業技術イノベーション課 ものづくり振興担当	3名
7月13日	木	森林ノミクス推進課	4名
7月14日	金	環境企画課	4名
		水産振興課	4名

② 山形県研究評価委員会へのヒアリング

県の外部組織として県の試験研究課題を第三者の視点で評価するために設置された県研究評価委員会の委員長に対し、役割・機能、評価プロセス、課題認識等に関してヒアリングを実施した。

【県研究評価委員会へのヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・ 補助者数
10月5日	木	山形県研究評価委員会	3名

2. 各試験研究機関への往査

各試験研究機関に往査し、施設の視察、関係書類（支出伺・支出票、入札等執行書類、公金等管理台帳、調定収入票及び附属書類等）の閲覧、照合、担当者への質問その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

また、試験研究機関への往査を踏まえ、外部資金に係る規則違反が散見されたことから、追加のヒアリングを農業総合研究センターに対して実施した。

① 各試験研究機関への質問票と依頼資料

各試験研究機関に対し、試験研究機関の組織概要、財務状況、研究不正等のリスク管理体制等について、往査時に担当者に対しヒアリングを実施した。

【試験研究機関への往査日程】

日時	対象所属	往査者数
7月20日 木	村山産地研究室 (寒河江市大字島字島南 423) ※園芸農業研究所内	2名
	最上産地研究室 (新庄市大字角沢字駒場 1366) ※農林大学校隣接	2名
7月21日 金	置賜産地研究室 (南陽市宮内 2090)	2名
	庄内産地研究室 (酒田市浜中字八窪 1)	2名
7月31日 月	農業総合研究センター (山形市みのりが丘 6060-27)	4名
8月1日 火	工業技術センター (高度技術研究開発センターを含む) (山形市松栄 2-2-1)	4名
8月2日 水	環境科学研究センター (村山市楯岡笛田 3-2-1)	4名
8月21日 月	農業総合研究センター水田農業研究所 (鶴岡市藤島字山ノ前 25)	3名
8月22日 火	農業総合研究センター養豚研究所 (酒田市浜中字八窪 1)	3名
8月23日 水	工業技術センター庄内試験場 (三川町大字押切新田字桜木 25)	3名
8月24日 木	水産研究所	3名

		(鶴岡市加茂字大崩 594)	
8月28日	月	農業総合研究センター (備品確認)	1名
9月4日	月	工業技術センター置賜試験場 (米沢市窪田町窪田 2736-6)	3名
		内水面水産研究所 (米沢市泉町 1-4-12)	3名
9月5日	火	衛生研究所 (山形市十日町 1-6-6)	5名
9月6日	水	農業総合研究センター畜産研究所 (新庄市大字鳥越一本松 1076)	5名
9月7日	木	森林研究研修センター (寒河江市大字寒河江丙 2707)	5名
9月8日	金	農業総合研究センター園芸農業研究所 (寒河江市大字島字島南 423)	3名

② 競争的資金の不正防止にかかるヒアリング

試験研究機関への往査や担当者へのヒアリングの結果、競争的資金等に係る不正防止についての規則違反が散見されたことから、規則の運用状況について、事実確認と状況把握のために農業総合研究センターの外部資金応募提出・書類審査等の担当者に対して追加のヒアリングを実施した。

【競争的資金の不正防止にかかるヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・ 補助者数
10月13日	金	農業総合研究センター研究企画部	3名

第3 個別の監査結果及び意見（一覧）

1. 県の試験研究機関に係る管理・運営

① 試験研究費の横断的な予算調整の見直し【意見】	P. 77
② 重要業績評価指標 (KPI) の未達【意見】	P. 78

2. 各試験研究機関への往査

① 試験研究機関全般	
ア 競争的資金等不正防止に関する規定の見直し【指摘】	P. 85
イ 試験研究計画の重複防止【意見】	P. 87
ウ 試験研究機関同士の連携体制の見直し【意見】	P. 87
② 環境科学研究センター	
ア 1者随意契約とする理由の説明が不十分【指摘】	P. 88
イ 特殊勤務実績簿の不正確な決裁押印手続き【指摘】	P. 88
ウ 物品の借用延滞【指摘】	P. 88
エ 入札辞退理由の文書化による実効性ある競争入札の実施【意見】	P. 89
③ 衛生研究所	
意見及び指摘事項ともに該当なし	P. 90
④ 工業技術センター	
ア 研究室の天井からの水漏れ【指摘】	P. 91
イ 毒物及び劇物受払記録の不備【指摘】	P. 91
ウ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】	P. 92
エ 備品台帳と現物保管場所の相違【指摘】	P. 92
オ 備品標示票の未貼付【指摘】	P. 92
カ 競争的資金に係る規定の見直し【意見】	P. 93
⑤ 置賜試験場	
ア 毒物及び劇物受払記録の不備【指摘】	P. 95
イ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】	P. 95
ウ 物品台帳と現物保管場所の相違【指摘】	P. 96
エ 備品標示票の未貼付【指摘】	P. 96
オ 未使用備品の計画的な廃棄【意見】	P. 97
⑥ 庄内試験場	
ア 毒物及び劇物受払記録の不備【指摘】	P. 98
イ 備品標示票の未貼付【指摘】	P. 98
ウ 使用頻度の低い貸与物品【意見】	P. 99
エ 高額かつ換金性の高い小型備品管理方法の見直し【意見】	P. 99

⑦ 高度技術研究開発センター	
意見及び指摘事項ともに該当なし	P. 101
⑧ 農業総合研究センター	
ア 競争的資金等不正使用防止計画に定める対策に即していない検収【指摘】	P. 102
イ 会計事務の手引に即していない一般需用費の検収【指摘】	P. 102
ウ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】	P. 103
エ 毒物及び劇物の重量管理の見直し【指摘】	P. 103
オ 備品標示票の不備【指摘】	P. 104
⑨ 園芸農業研究所	
ア 生産物受払収入における価格設定の見直し【指摘】	P. 106
イ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】	P. 106
ウ 備品標示票の不備【指摘】	P. 107
エ 限定的な生産物の売却先【意見】	P. 108
⑩ 水田農業研究所	
ア 毒物及び劇物管理規程の未整備【指摘】	P. 110
イ 毒物及び劇物表示義務違反【指摘】	P. 110
ウ 毒物及び劇物受払記録の不存在【指摘】	P. 111
エ 備品台帳への未登録【指摘】	P. 112
オ 備品台帳登録の不備【指摘】	P. 112
カ 備品台帳と現物保管場所の相違【指摘】	P. 112
キ 異なる備品標示票の貼付【指摘】	P. 113
ク 備品標示票の未貼付【指摘】	P. 113
ケ 未使用備品活用方法の見直し【意見】	P. 114
コ 備品設置場所名称の見直し【意見】	P. 114
⑪ 畜産研究所	
ア 再委託の定義及びその取扱いの明確化【指摘】	P. 115
イ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施【指摘】	P. 116
ウ 毒物及び劇物受払記録の不備【指摘】	P. 116
エ 備品台帳への未登録【指摘】	P. 116
オ 指定物品登録の不備【指摘】	P. 117
カ 備品の不存在【指摘】	P. 118
キ 備品台帳と現物保管場所の相違【指摘】	P. 118
ク 異なる備品標示票の貼付【指摘】	P. 119
ケ 備品標示票の未貼付【指摘】	P. 119
⑫ 養豚研究所	

ア	毒物及び劇物管理規程の未整備【指摘】	P. 122
イ	毒物及び劇物実地棚卸の未実施【指摘】	P. 122
ウ	劇物及び毒物表示義務違反【指摘】	P. 122
⑬ 水産研究所		
ア	毒物及び劇物の取扱義務違反【指摘】	P. 124
イ	毒物及び劇物管理規程の未整備【指摘】	P. 124
ウ	毒物及び劇物実地棚卸の未実施【指摘】	P. 125
⑭ 内水面水産研究所		
ア	決裁文書の修正指示への対応方法【意見】	P. 126
⑮ 森林研究研修センター		
ア	毒物及び劇物管理方法の見直し【指摘】	P. 127
イ	入札辞退理由の文書化による実効性ある競争入札の実施【意見】	P. 127
⑯ 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室		
ア	研究不正に関する要領等の未整備【指摘】	P. 128
イ	園芸農業研究所主任技能員及び研究技能員による職務分掌を逸脱した業務関与【指摘】	P. 128
⑰ 最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室		
ア	再委託の定義及びその取扱いの明確化【指摘】	P. 129
イ	毒物及び劇物実地棚卸の未実施【指摘】	P. 129
ウ	雪エネルギー利用実験施設附属設備の撤去・処分【意見】	P. 130
エ	委託業務の共同発注の検討【意見】	P. 130
オ	毒物及び劇物の重量管理の見直し【意見】	P. 131
カ	未使用備品活用方法の見直し【意見】	P. 132
⑱ 置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室		
ア	生産物受払収入における価格設定の見直し【意見】	P. 133
イ	未使用備品活用方法の見直し【意見】	P. 133
⑲ 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室		
ア	毒劇物保管庫の鍵の管理不備【指摘】	P. 134
イ	物品管理事務の適正化【指摘】	P. 135
ウ	毒劇物廃棄方法の見直し【意見】	P. 135

第4 個別の監査結果及び意見（内容）

1. 県の試験研究機関に係る管理・運営

項目	① 試験研究費の横断的な予算調整の見直し	意見	本編 P. 77
内容	<p>産業技術イノベーション課では、平成 16 年度から試験研究費の部局横断的な予算調整を進め、外部委員からなる研究評価委員会で各試験研究課題を評価し、効率的な予算配分を行ってきた。しかし、平成 31 年以降は予算削減のため、「山形県試験研究機関に関する資料」として公開していた定量データの報告書作成を廃止。現在、このようなデータは一部の情報収集に留まり、公表されていない。この状態は、適切な予算調整や管理のために必要な情報が一元的に収集・整理されていないこと、そして予算配分の公平性の観点からも問題があると考えます。</p> <p>従って、今後の横断的な予算調整の在り方や基準の明確化を図るとともに、県民への試験研究機関の取組みの理解を深めるために、少なくとも内部での情報整理を実施するとともに可能な限りそれらの情報については公開をすべきである。</p>		

項目	② 重要業績評価指標 (KPI) の未達	意見	本編 P. 78
内容	<p>「第 4 次山形県科学技術政策総合指針」で設定された重要業績評価指標 (KPI) の実績について大きく未達の項目がある。新型コロナウイルス感染拡大防止のために指標を大きく下回ることは理解できるが、実際に人を集めるという点の KPI においても、工夫次第で指標値を大幅に下回る状況を回避することは可能と考えます。</p> <p>例えば、「技術者養成研修会の参加者数」については、4,000 人の指標に対して 2,516 人という結果となっている。このうち試験研究機関が主体となった研修は一部であるものの、機械器具などの利用を前提とした研修会を除き、可能な限りオンライン等を活用するなど参加者に有意義な研修機会を提供することは可能であり、また、将来を見据えるとオンラインの活用は不可避であると思われることから、研修体制の見直しを検討されたい。</p> <p>また、「研究機関、企業等との連携による外部公募型等の研究課題」については、指標値 40 件に対して 21 件の達成状況を踏まえると、県の研究者の外部資金獲得に関するノウハウ不足や情報収集の遅れなどが生じている要因が考えられる。外部資金の獲得は、県予算の補完や試験研究活動の多角化、さらには新しい研究テーマの発掘に資する重要な要素として位置づけられており、外部資金の獲得率を上げるための県全体の横断的な情報収集や取組みを強化することが望まれる。</p> <p>各試験研究機関への往査の結果、外部公募型等の研究に応募実績のない試験研究機関もあったことから、まずはそれぞれの試験研究機関において外部資金への応募を増やしていくなどの対応が必要である。そのためには、設定する指標値を結果としての外部資金の獲得数とするのではなく、採択されるための努力としての応募数などに変更するなど、応募が増えていくような指標値を設定していくことも含め対応を検討さ</p>		



りたい。

2. 各試験研究機関への往査

① 試験研究機関全般

項目	【①-ア】競争的資金等不正防止に関する規定の見直し	指摘	本編 P. 85
内容	<p>農業総合研究センターを含む 10 の試験研究機関が規定している「競争的資金等の不正使用防止等に関する要領」第 19 条及び別に定められた「競争的資金等内部監査実施基準」では、競争的資金を使用するすべての試験研究課題は、内部監査員を指名のうえ、当該内部監査員は対象となる事項について内部監査を実施することが求められているが、農業総合研究センターを含む 10 の試験研究機関は内部監査を実施していなかった。</p> <p>ヒアリングによると当該内部監査の規定は、業務コストの観点から内部監査を実施していないとのことであったが、業務コストを踏まえ実施できないような規定を定めること自体が誤っており、規定に基づく内部監査を実施する又は運用が可能な形に要領等を改定されたい。</p>		

項目	【①-イ】試験研究計画の重複防止	意見	本編 P. 87
内容	<p>一部の研究について、他県で既に実施されている内容と重複していたり、過去の試験研究と同じような研究を実施しているケースがあるとのことであった。もちろん、同じ研究であっても時代や季節や環境等が違うことで研究の必要性は生じる場合はあると思われる。しかし、このような重複する研究は、一般的には非効率的な資源利用であり、新たな知識の蓄積という観点からも、非合理的である。また、結果として、重複した研究を実施するなど必要性の低い研究が多くなれば、県民からの信頼低下などの問題を引き起こす恐れがある。そのため、当県他県を問わず過去の研究成果については、その内容をしっかり理解し、重複が生じないよう事前に検討し、重複が生じた場合には、重複が生じてもなおその研究成果が県の財産となるといえる必要があると考える。</p> <p>現在、研究の事前評価においてそのような過去の研究との重複についての記載を求めているはないが、既に研究成果があるものの改めて当県で実施する研究なのか、従前に例がなく独自に行う研究なのかがわかるよう研究計画書に記載するなど、研究の事前評価にも活用できるような取組みが必要であると思料する。</p>		

項目	【①-ウ】試験研究機関同士の連携体制の見直し	意見	本編 P. 87
内容	<p>各種ヒアリングにより、一部の研究活動を除いて、研究計画の段階からの連携が不足しているという意見があった。現状の試験研究にかかる予算要求は、各試験研究機関が所管課を通して産業技術イノベーション課にて部局横断調整を行い、試験研究予算の選択と集中を図る構造となっている。</p> <p>しかし、研究テーマの決定・調整は基本的に縦割りとなっており、試験研究機関同士の情報共有や連携する機会に乏しく、類似テーマや研究内容、新たに購入予定の設備等に対</p>		

項目	<p>して重複した予算配分をするリスクが高まっているとの意見も聞かれた。</p> <p>試験研究が望まれる課題は単純なものもあれば複雑多岐にわたるものあることから、課題解決に向けて試験研究を進めていくためには、それぞれの専門性を超えて取り組むことが必要なケースもあると思われる。試験研究機関には多様な専門性を持った人材がいるため、それぞれの知見を掛け合わせることで、新たな研究開発の推進、企業ニーズに対応したサービス提供、技術支援ができるよう、横のつながりをより意識できるような機会を作ることが必要であると考え。その際、研究予算の部局横断調整を実行する産業技術イノベーション課としては、試験研究機関間での連携や情報共有の取組みを評価軸として位置付け、それを基に予算の配分を行う制度を検討することも有効ではないかと思料する。</p>
----	---

② 環境科学研究センター

項目	【②-ア】 1者随意契約とする理由の説明が不十分	指摘	本編 P. 88
内容	<p>令和5年3月8日に起案された支出何に付随する「1者随意契約理由書」では、「(略)、漏洩点検を実施し、空調設備点検も行い所内の設備に精通している業者Aと1者随意契約を行うものである。」との記載があった。</p> <p>機器の部品交換が可能な業者は県内において複数あり、加えて契約金額も約40万円と高額であるため、「公正性の確保」「経済性の確保」の観点から1者随意契約とする理由としては十分ではない。</p> <p>随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、1者随意契約とする理由が客観的に合理的と判断されるような記載がなされるよう見直しが必要である。なお、当該事案以外にも1者のみの随意契約とする合理的理由となっていない事案を確認しており、改めて随意契約の必要性とその理由について検討されたい。</p>		

項目	【②-イ】 特殊勤務実績簿の不正確な決裁押印手続き	指摘	本編 P. 88
内容	<p>特殊勤務実績簿のうち、「有毒ガス発生を伴う作業従事職員特殊勤務実績簿」を査閲したところ、決裁欄にある「所長」の枠内に副所長印が押印されているケースが散見された。所長不在に伴う代理印とのことであるが、「代理」である旨の記載がないことから代理印を押印する場合には、「代理」である旨がわかるように印字周辺に「代」と記載する等の対応を実施されたい。</p>		

項目	【②-ウ】 物品の借用延滞	指摘	本編 P. 88
内容	<p>備品・物品の現物調査を実施したところ、倉庫内に借用期間を超過した電動ミニカーを発見した。当該物品は、県内事業者から借用を受けたものであるが、借用期間の超過に際して当該事業者と口頭により合意していたとのことである。ただしその合意内容は文書化されていない。</p> <p>借用申請書の借用期限から2年を超過し、その後の無償貸し出しに関して、合意内容の</p>		



文書化がなされていないことから、その責任関係があいまいな状況である。さらに、返還に関する協議もなされず物品はほぼ使用されることなく倉庫に保管されたままであることを踏まえると、このままの状況ではさらに長い年月を保管することになる恐れもある。この場合、時の経過に伴いバッテリーの不具合を含む故障やあいまいな責任関係のなかで想定しない損失負担が生じる可能性もあることから早急に返却すべきである。

項目	【②-エ】 入札辞退理由の文書化による実効性ある競争入札の実施	意見	本編 P. 89
内容	<p>令和4年度の大気自動測定器保守点検業務委託契約の指名競争入札は、入札参加3者中2者が辞退し、最低入札価格が予定価格を上回り入札不調となった。加えて、業務開始の緊急性から不落随意契約へ移行した。</p> <p>辞退理由は「都合による辞退」とのみで、具体的な理由は不明であり、後に辞退者から理由のヒアリングを行ったが、記録は残されていない。辞退者に対してその具体的な理由をヒアリングすることは、次回以降の辞退者を減らし、競争性の確保及び選定の経済性等を追求するための取組みに活かすことが可能になるものと考えられることから、少なくともヒアリングの事実及びそれによって得られた情報については文書化し、保管しておくことが望ましい。</p>		

③ 衛生研究所

意見及び指摘事項ともに該当なし

④ 工業技術センター

項目	【④-ア】 研究室の天井からの水漏れ	指摘	本編 P. 91
内容	<p>本館4階の蛍光X線分析室にて天井から水漏れが生じている事案が発見された。当研究室には試験研究用備品として精密機器も多く保管されていることから、速やかに対処し、資産の保全に務める必要がある。</p>		

項目	【④-イ】 毒物及び劇物受払記録の不備	指摘	本編 P. 91
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受払簿に受払記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物の受払記録による管理は非常に重要である。以上より、化学物質管理要綱の規定通り毒物及び劇物に関する受払記録をつけるよう是正されたい。</p>		

項目	【④-ウ】 毒劇物保管庫の鍵の管理不備	指摘	本編 P. 92
-----------	----------------------------	-----------	-----------------

内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物保管庫の鍵について、使用簿に付属して劇物保管棚に掛けて保管されており、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。この点、当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。なお、この状況は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号）に従っていないことにもなる。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。</p>
----	---

項目	【④-エ】 備品台帳と現物保管場所の相違	指摘	本編 P. 92
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があった。試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。</p>		

項目	【④-オ】 備品標示票の未貼付	指摘	本編 P. 92
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、3点について備品標示票が未貼付であり、山形県財務規則第 155 条の規則違反の状況である。備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>		

項目	【④-カ】 競争的資金に係る規定の見直し	意見	本編 P. 93
内容	<p>競争的資金に係る内部監査の実施状況を確認した結果、「工業技術センターにおける研究活動の不正行為防止に関する要綱」に基づく特別な監査手続きが実施されていないことが明らかになった。監査委員事務局は当該要綱について承知しておらず、これは当該要綱の運用に不備があることを示している。</p>		

加えて、監査委員事務局が承知していないなかで、外形上競争的資金の内部監査という義務と責任を監査委員に負わせていることからすると、要綱の作成手続きに問題があったものとする。一方で、実質的に競争的資金の不正使用を監査するという観点からは必ずしも監査手続きを増やせばよいものではないことから、監査リスクと監査コストを踏まえてあるべき監査手続きについて検討するとともに、要綱についても見直されたい。

⑤ 置賜試験場

項目	【⑤-ア】毒物及び劇物受払記録の不備	指摘	本編 P. 95
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受払簿に受払記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。</p> <p>また、当施設の現地調査時（9月4日）、毒物及び劇物の管理状況を確認するとともに、保管在庫の中からサンプルを抽出し、実際の在庫量と危険物在庫一覧上の在庫量との照合を実施したところ、不一致となっている品目が散見された。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物の受払記録による管理は非常に重要である。以上より、化学物質管理要綱の規定通り毒物及び劇物に関する受払記録をつけるよう是正されたい。</p>		

項目	【⑤-イ】毒劇物保管庫の鍵の管理不備	指摘	本編 P. 95
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物保管庫の鍵について、当該毒劇物保管庫の下に設置されている未施錠の机の引き出しに保管されており、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。この点、当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。なお、この状況は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成30年7月24日付け薬生薬審発 0724 第1号）に従っていないことにもなる。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。</p>		

項目	【⑤-ウ】物品台帳と現物保管場所の相違	指摘	本編 P. 96
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があった。試験研究機関に</p>		



	<p>おける備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。</p>
--	---

項目	【⑤-エ】 備品標示票の未貼付	指摘	本編 P. 96
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、2点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第 155 条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>		

項目	【⑤-オ】 未使用備品の計画的な廃棄	意見	本編 P. 97
内容	<p>備品及び物品の利用状況について確認したところ、当施設において現在管理されている備品 242 のうち、廃棄予定又は廃棄希望として現在使用していない備品がそれぞれのエリアでその数 55、全体の 22.7%が未使用となっていることがわかった。これらの備品及び物品は、他の研究機関での利用や外部への払い下げ等資産の有効活用策が見込まれないものである。したがって、廃棄するしか処分方法はないが、廃棄予算がないことを踏まえ、まずは営繕修繕同様計画的な廃棄計画を立てるべきである。なお、廃棄されるまでは未使用であっても備品としてカウントされるため、通常備品同様、固定資産実査等も行う必要がある。未使用備品に関する管理は直前まで利用していた部門での管理となり、多くは研究員が管理することになるが、未使用備品が多量になると、管理に要する時間や保管場所も一定程度必要になり、本来の研究に費やす時間に影響を及ぼしかねない。そのため、このような未使用備品のうち、移動可能なものについては1つの場所に物理的に移動し、廃棄予算がつくまでの間、総務等管理部門にて一括管理し、研究員にはその分、本来の研究に時間を充ててもらおう等未使用備品の効率的な管理に関しても検討されたい。</p>		

⑥ 庄内試験場

項目	【⑥-ア】 毒物及び劇物受払記録の不備	指摘	本編 P. 98
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受払簿に受払記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。</p>		



	<p>加えて、在庫数量管理もしていない現状の取扱いでは、正しい在庫数の把握は困難な状況であり、盗難や紛失等重大インシデントが生じた際、速やかに把握・対応することが難しくなる。</p> <p>以上より、毒物及び劇物に関する受払記録をつけるよう是正されたい。なお、毒物及び劇物の中には最後に使用してから年月が経過している使用頻度の極めて低い薬品も見受けられた。これらについては管理コスト及び紛失や盗難、容器破損等のリスク低減の観点から廃棄処分の要否についても併せて検討されたい。</p>
--	---

項目	【⑥-イ】 備品標示票の未貼付	指摘	本編 P. 98
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、5点について備品標示票が未貼付であり、山形県財務規則第 155 条の規則違反の状況である。備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>		

項目	【⑥-ウ】 使用頻度の低い貸与物品	意見	本編 P. 99
内容	<p>備品台帳に計上されていない2点の物品についてヒアリングした結果、「平成 21 年度地域科学技術振興事業都市エリア産学官連携促進事業（文部科学省）」で事業の際に導入し、事業後に国から無償貸付を受けている物品であった。これらの物品は、文部科学省発出の物品貸付承認通知書に記載された貸付条件に従って管理されることが求められるものであるため、県の管理備品としての備品一覧表から除外されているものである。</p> <p>一方で、これらの物品の使用状況について管理簿を閲覧したところ、令和 5 年度は利用実績があったものの、令和 3 年度及び令和 4 年度は一度も利用されていなかった。利用頻度が著しく低いと認められるが、このままの状況で修理不能品となるまで保管しておくことが合理的であるとは思われない。</p> <p>これらの物品について、今後の県での需要や機器の状態を把握した上で利用方針を検討することが望まれる。</p>		

項目	【⑥-エ】 高額かつ換金性の高い小型備品管理方法の見直し	意見	本編 P. 99
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、高額かつ換金可能性の高い小型備品についても、通常の備品と同様の管理手法となっていた。本施設は分析用白金器具として白金ルツボを保有しており、当該備品は縦横高さ</p>		

3. 5cm 程度の大きさでかつ時価額は約 180,000 円と、高額かつ換金可能性の高い小型備品である。加えて当該備品は近年使用実績がない状態である。こういった備品は一般的に盗難の可能性が高く、セキュリティが高い場所への保管や追跡タグをつけるなど、厳格な管理体制の構築を検討することが望まれる。

⑦ 高度技術研究開発センター

意見及び指摘事項ともに該当なし

⑧ 農業総合研究センター

項目	【⑧-ア】競争的資金等不正使用防止計画に定める対策に即していない検収	指摘	本編 P. 102
内容	<p>当センターにおける競争的資金等不正使用防止計画によれば、「物品の購入等に当たっては、発注は基本的に事務職員が行い、検収については、原則として購入する職員より上位の職員 2 名（事務職員含む）が行う。」旨が記載されている。この点、競争的資金等を財源とした物品購入一覧を査閲したところ、全件研究者によって発注されていた。また、ある一般需用費取引に関しては、検収者のうち、1 名が発注者（購入する職員）と同位の職員であった。</p> <p>これらの検収は、本計画に反しており、是正するよう対応されたい。なお、本計画に従った運用が難しいということであれば、不正リスクを踏まえ、必要十分な内部牽制が可能となるよう本計画の見直しを検討すべきである。</p>		

項目	【⑧-イ】会計事務の手引に即していない一般需用費の検収	指摘	本編 P. 102
内容	<p>会計事務の手引によれば、「物品購入の履行確認については、担当者とは別の者が行うこととし、より上位の職位の者による確認を行うことで、確実に内部牽制機能が働くようにすること。」と規定されている。この点、複数の支出票番号の一般需用費取引に関しては、検収者 2 名がいずれも発注担当者よりも下位の職員であり、内部牽制機能の確実な発揮が阻害されている状況であった。ついては、県の会計事務の手引に即して速やかな是正が求められる。ただし、監査人が確認した取引は、定期購読物の購入に関するものであり、発注担当者は副所長兼研究企画部長であった。この場合、発注担当者の上位者は所長のみとなり、所長決裁が必要となるが、取引内容からするとむしろ本発注業務を下位者に権限移譲すべきである。従って、検収手続きを是正するに際しては、単に会計事務に即して判断するより、当該発注行為の担当を見直すなど業務フローの変更を含めて検討されたい。</p>		

項目	【⑧-ウ】毒劇物保管庫の鍵の管理不備	指摘	本編 P. 103
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設の食品試料調整室、稲作生理生態実験室、作物調査室に設置してある毒劇物保管庫の鍵については、無造作に室内の机の引き</p>		



	<p>出しに保管されているなど職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。</p> <p>この点、毒劇物保管庫の鍵の管理については、山形県農業総合研究センターにおける毒物及び劇物管理要領に反した運用となっている。</p> <p>また、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達においても鍵の管理についての留意事項が記載されている。</p> <p>従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。</p>
--	---

項目	【⑧-エ】毒物及び劇物の重量管理の見直し	指摘	本編 P. 103
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の残量管理について、重量管理がされているものと数量管理がされているものとで、品目ごとに管理レベルに差が見られた。当施設の現地調査時（7月31日）、毒物及び劇物の管理状況を確認するとともに、保管在庫の中からサンプルを抽出し、実際の在庫量と帳簿記録（毒劇物受払簿）を確かめた。その結果、抽出したサンプルのうち、過酸化水素（劇物）については数量管理（容器の本数）にとどまっていた。</p> <p>この点、当センターにおける毒物及び劇物管理要領別紙様式の注釈において、「1 容量は、1本当たりの容量（cc、ml、リットル、g）を記入し、（略）」と指示されているため、帳簿残高を「1本」とすることは適切ではないと考えられる。</p> <p>従って、毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、可能な限り重量管理していくことを検討されたい。また、管理レベルに差を設けるのであれば、その旨を当センターにおける毒物及び劇物管理要領に明記することを検討されたい。</p>		

項目	【⑧-オ】備品標示票の不備	指摘	本編 P. 104
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、4点について備品標示票が未貼付であり、山形県財務規則第155条の規則違反の状況である。また、ある備品については、古いタイプの備品標示票が貼付されており、備品台帳上の物品番号とリンクしていない又は物品番号の印字が薄くなり見えない状態となっていた。備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、古いタイプの備品標示票が貼付されており、備品台帳上の物品番号とリンクしていないものや物品番号の印字が薄くなり見えない状態となっているものについては、物品番号を追記する、若しくは現行の備品標示票に更新することにより定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p>		

⑨ 園芸農業研究所

項目	【⑨-ア】生産物受払収入における価格設定の見直し	指摘	本編 P. 106
内容	<p>研究所で生じた副産物の内外への売却に伴い生じる収入について、園芸農業研究所生産物売払い事務取扱要領によれば、「売却する生産物の価格は、近隣小売店等の価格を参考に別途品質に応じた価格係数を乗じて所長が決定する。」と記載されている。一方で、スモモやアンデスメロン、スイカ等生産品の基準値について、近隣小売店ではなく、卸売市場の最安値を採用しているケースが散見された。そもそも、卸売価格は一般的に小売価格よりも低価であり、そのような卸売価格のさらに最安値を基準値とした場合、別途品質に応じた価格係数を乗じることも考えると、必要以上に価格補正がかけられているといえる。また、平成 17 年度に実施された山形県包括外部監査の報告書においても同様に、単価算出の基本的な考えや係数の根拠等についての見直しについて指摘がなされており、指摘に対する対応が十分でないと考えられる。については、価格設定にあたっては、園芸農業研究所生産物売払い事務取扱要領に即し、近隣小売店等の価格を参考に設定されたい。</p>		

項目	【⑨-イ】毒劇物保管庫の鍵の管理不備	指摘	本編 P. 106
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設のは場内に設置してある毒劇物保管庫の鍵について、果樹機械・資材格納庫の壁面にぶら下げて放置されている状態であり、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。</p> <p>この点、毒劇物保管庫の鍵の管理については、園芸農業研究所における毒物及び劇物管理要領に定めがあるが、要領に反した運用となっている。</p> <p>従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを策定する必要がある。</p> <p>また、当施設では保管室の鍵と保管庫の鍵が同一のキーホルダーにセットで保管されているが、不正使用等を容易になし得るリスク、同時に紛失してしまうリスク等を軽減するために、それぞれの鍵は別に管理することを検討されたい。</p>		

項目	【⑨-ウ】備品標示票の不備	指摘	本編 P. 107
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、4 点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第 155 条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。</p> <p>加えて、備品に貼付されている備品標示票について、印刷不備により内容の一部が記載されていなかった事案もあった。この点、山形県財務規則第 155 条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、印刷不備により様式第内容の一部が表示されていない備品については適正な備品標示票を貼るよう是正されたい。</p>		



	<p>また、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的に実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>
--	---

項目	【⑨-エ】 限定的な生産物の売却先	意見	本編 P. 108
内容	<p>生産物の販売先が研究所職員や近隣公所等に限定されている状況が確認された。これは、生産物が研究副産物であること、品質理解の難しさ、事務手続の煩雑さなどから幅広い提供が行われていないためとのことであるが、結果として供給過多時には廃棄のリスクが生じる可能性がある。</p> <p>一方で、園芸研究所が組織や業務の知名度を高め、試験研究機関としての存在価値を県民に理解されるために、生産物を活用するなどの対策をとることも検討の余地があると思われる。</p> <p>従って、生産物の売払いは、県予算の補填などのための収益確保の観点で踏まえつつ、その生産物を広く県民に理解されるようなツールとして積極的に活用するよう検討されたい。</p>		

⑩ 水田農業研究所

項目	【⑩-ア】 毒物及び劇物管理規程の未整備	指摘	本編 P. 110
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設では、農薬及び毒物、劇物を使用・保管しており、農薬については、「当センター水田農業研究所農薬管理及び適正使用要領」に沿って管理・使用しているが、毒物及び劇物については、関連する規程が存在しないため、属人的な取り扱いが生じていた。</p> <p>他方で、当センター本所や園芸農業研究所においては「毒物及び劇物管理要領」が定められているところであり、当センター所管の試験研究所間で異なる取扱いがなされていることから、人事異動等が生じた際に、混乱が生じる可能性も考えられる。また、国による通知「毒劇物危害防止規定について」では、毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。</p> <p>従って、国による通知を踏まえて、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するとともに、毒物及び劇物を使用する可能性のある当センター内の研究所と同様の毒物及び劇物管理の規程を整備するよう検討されたい。</p>		

項目	【⑩-イ】 毒物及び劇物表示義務違反	指摘	本編 P. 110
内容	<p>毒物及び劇物取締法第 12 条第 3 項によると、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。」と規定されているが、</p>		



	毒物及び劇物が保管されている土壌物理実験室には、入口の扉に「医薬用外劇物」という表示はみられるものの、「医薬用外毒物」の表示はみられなかった。従って、現状法令違反の状況であり、速やかに是正されたい。
--	---

項目	【⑩-ウ】 毒物及び劇物受払記録の不存在	指摘	本編 P. 111
内容	毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受払記録簿が存在せず、在庫状況は毎年12月に実施する実地棚卸でのみ把握している状況であった。この点、毒物及び劇物管理規程のある当センター本所や園芸農業研究所においては、「毒劇物を使用したときには、その内容を毒劇物使用簿に記載するとともに、使用責任者は使用状況及び保管状況を随時点検するものとする。」ものと規定されており、当センター内の他試験場と取扱いが異なる状況である。また現状の取扱いでは、正しい在庫数の把握は困難な状況であり、盗難や紛失等重大インシデントが生じた際、速やかに把握・対応することが難しく、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達にも即していない。以上より、毒物及び劇物に関する受払について記録を残すよう是正されたい。		

項目	【⑩-エ】 備品台帳への未登録	指摘	本編 P. 112
内容	備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、ロビー配置で使用中の備品及び倉庫に保管されている農機具について備品登録がなされていなかった。この点、平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」によれば、備品現物と備品台帳の照合確認は毎年8月末日までに実施し、備品管理担当者は照合確認が完了した場合、その結果を照合確認結果により速やかに物品管理者に報告することとあり、当該通知に反している。備品登録の漏れは、盗難や紛失のリスクが生じることに加え、適切な備品使用の妨げとなる恐れが生じる。従って、会計事務の手引及び平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。		

項目	【⑩-オ】 備品台帳登録の不備	指摘	本編 P. 112
内容	備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、2006年に備品登録され現在は廃棄処理済であるが、備品台帳に記録が残ったままになっている備品があった。この点、平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」によれば、備品現物と備品台帳の照合確認は毎年8月末日までに実施し、備品管理担当者は照合確認が完了した場合、その結果を照合確認結果により速やかに物品管理者に報告することとあり、規則通りの適正な事務手続きが実施されていない。会計事務の手引及び平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。		

項目	【⑩-カ】 備品台帳と現物保管場所の相違	指摘	本編 P. 112
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、複数備品についての備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されていた。</p> <p>試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。</p>		

項目	【⑩-キ】 異なる備品標示票の貼付	指摘	本編 P. 113
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品台帳に登録された番号と異なる番号の備品標示票が貼付された備品があった。この点、山形県財務規則第 155 条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。従って、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていく必要がある。</p>		

項目	【⑩-ク】 備品標示票の未貼付	指摘	本編 P. 113
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、12 点について備品標示票が確認できなかった。この点、山形県財務規則第 155 条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>		

項目	【⑩-ケ】 未使用備品活用方法の見直し	意見	本編 P. 114
内容	<p>備品及び物品の利用状況について確認したところ、備品 2 点について、長期間利用されず処分もされていない状況であった。県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。</p> <p>令和 4 年度における照合確認報告においては、遊休備品はないとの報告がなされていた</p>		

	<p>が、利用可能な状態である備品がありヒアリングを実施したところ、今後利用予定がなく処分も検討していたが、費用の観点から処分できず放置されているとのことであった。ついでには、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、他の研究機関を含む全庁的な利活用の照会や市町村への情報提供等により再利用を図る、もしくは、外部へ払下げにより財産の有効活用を図っていくことが望ましい。</p>
--	---

項目	【⑩-コ】 備品設置場所名称の見直し	意見	本編 P. 114
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品一覧表において2つの設置場所名称が存在するものの、それらは同一の場所であった。具体的には、備品一覧表における第2調査室及び農業機械調査室は同一の場所であり、備品の照合確認の際に誤解が生じることから、備品台帳の設置場所は職員誰もがわかるよう明瞭に記載するよう留意されたい。</p>		

⑪ 畜産研究所

項目	【⑪-ア】 再委託の定義及びその取扱いの明確化	指摘	本編 P. 115
内容	<p>当施設とA社との間で締結した業務委託契約の一部業務について、検査能力を有さないことを理由に相手方からB社へ再委託が行われているが、当該再委託について、業務委託契約書に定められている事前協議手続きが行われていない。</p> <p>県及び施設担当者へのヒアリングによれば、そもそも「再委託」の定義が曖昧であり、個々の事例に応じて契約担当者に判断が委ねられている状態とのことである。確かに、再委託か否かの一律の線引きは難しいということも理解できるが、現在の県の運用状況では、契約担当者の判断次第で再委託禁止条項の適用の有無が分かれることとなり、万が一事前協議がなされずに行われた再委託において不測の事態が生じた場合に、責任の所在が不明確となる。</p> <p>県は、「再委託」について定義やその取扱いを明確に示すことにより、担当者レベルで判断が分かれてしまうような現在の運用については是正すべきである。</p>		

項目	【⑪-イ】 毒物及び劇物実地棚卸の未実施	指摘	本編 P. 116
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物について実地棚卸を実施していなかった。「畜産研究所における毒物及び劇物管理要領」には、「使用責任者は、毎年度末において毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」旨の定めがあり、「毒劇物の整理」には、定期的な実地棚卸手続きの実施が含まれているものと考えられる。毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛</p>		

	失、不正使用防止の観点から、定期的な在庫確認を行うべきである。以上より、毒物及び劇物について、少なくとも年に1回は棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。
--	---

項目	【⑩-ウ】 毒物及び劇物受払記録の不備	指摘	本編 P. 116
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、一部（メタノール、酢酸エチル、濃硫酸、水酸化ナトリウム、硝酸、過塩素酸）を除き、受払記録がつけられていなかった。この点、施設担当者によれば、畜産研究所における毒物及び劇物管理要領に規程があることは認識しているものの、保管するすべての毒劇物に関して受払記録の整備が追いついていないとのことである。</p> <p>以上より、畜産研究所における毒物及び劇物管理要領に従い、当施設で保管するすべての毒劇物について受払記録をつける必要がある。</p> <p>加えて、当施設において受払記録がつけられている一部の毒劇物について、研究員が毒劇物保管庫から持ち出したものの、払出記録に記載された日にはすべてを使用せず、未使用若しくは一部のみ使用し、残りは研究室において保管している毒劇物も少なからず存在するとのことである。</p> <p>この場合、受払記録の残量と実際の残量との間に差異が生じ、使用履歴管理と残量管理がなされない状況となってしまう。</p> <p>よって、研究員は毒劇物保管庫から持ち出した毒劇物については、払出記録に記載された日にそのすべてを使用するか、研究室持ち出し分についても別途払出記録を整備し、使用履歴の事後検証可能性、追跡可能性を担保するよう是正されたい。</p>		

項目	【⑩-エ】 備品台帳への未登録	指摘	本編 P. 116
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、11の備品について、備品標示票が貼り付けられているにも関わらず、備品台帳に計上されていなかった。</p> <p>購入した備品は、備品番号の付与を通じて台帳管理されるが、備品標示票の貼付がなければ現物の確認ができない。また、備品標示票の貼付がなされていても備品台帳に登録漏れがあれば台帳管理から除外されてしまう。</p> <p>以上より、会計事務の手引及び平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。</p>		

項目	【⑩-オ】 指定物品登録の不備	指摘	本編 P. 117
内容	<p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、山形県事務代決及び専決事務に関する規程及び財務会計システムによれば、自動車（軽自動車等を除く。）は指定物品として登録する必要があるが、自動車であるにもかかわらず</p>		



	ず、指定物品としての登録がなされていなかった。 当該備品については、速やかに物品登録するなど、会計規則に沿った手続きを実行されたい。
--	---

項目	【⑪-カ】 備品の不存在	指摘	本編 P. 118
内容	備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、5点の備品について、現物の確認ができなかった。この点、固定資産管理が適切に行われている場合にはそのようなことは通常生じえない。従って備品照合確認の実効性に疑念が生じるところである。従って、速やかに当該備品の有無の確認のうえ台帳への適切な反映を実施されたい。		

項目	【⑪-キ】 備品台帳と現物保管場所の相違	指摘	本編 P. 118
内容	備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、12の備品についての備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があった。 試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。		

項目	【⑪-ク】 異なる備品標示票の貼付	指摘	本編 P. 119
内容	備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品台帳に登録された番号と異なる番号の備品標示票が貼付されていた備品が確認された。この点、山形県財務規則第155条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。 また、ある物品について2台存在し、同一の物品標示票が添付されていた。備品標示票が正しく貼付されていない具有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付するよう是正されたい。		

項目	【⑪-ケ】 備品標示票の未貼付	指摘	本編 P. 119
内容	備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、41点について備品標示票が確認できなかった。山形県財務規則第155条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。		



	従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。
--	--

⑫ 養豚研究所

項目	【⑫-ア】毒物及び劇物管理規程の未整備	指摘	本編 P. 122
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物を使用・保管しているが、毒物及び劇物に関する管理規程が整備されていない状況であり、属人的な取り扱いが生じていた。他方で、農業総合研究センター本所や園芸農業研究所においては「毒物及び劇物管理要領」が定められているところであり、農業総合研究センター内研究所間で異なる取扱いがなされていることから、人事異動等が生じた際に、混乱が生じる可能性も考えられる。</p> <p>この点、国による通知「毒劇物危害防止規定について」では、毒劇物危害防止規定について、「毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、以って毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の自主的な規範」であり、毒物劇物輸入・製造・販売業者及び業務上取扱者の事業所ごとに毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。</p> <p>従って、国による通知を踏まえて、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するとともに、毒物及び劇物を使用する可能性のある農業総合研究センター内の研究所と同様の毒物及び劇物管理の規程を整備するよう検討されたい。</p>		

項目	【⑫-イ】毒物及び劇物実地棚卸の未実施	指摘	本編 P. 122
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の実地棚卸を実施していなかった。当施設では、毒物及び劇物の実地棚卸を、平成 24 年 5 月 2 日を最後に実施していない。この点、毒物及び劇物管理規程のある農業総合研究センター本所や園芸農業研究所においては、「使用責任者は使用状況及び保管状況を随時点検するものとする。また、使用責任者は、年度末に毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」と定められており、当研究所においても同様の運用を行うべきである。</p> <p>また、国による通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」では、「毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたい」とされている。</p> <p>以上より、毒物及び劇物について、国の通知を踏まえ、毒物及び劇物管理規程のある農業総合研究センター本所や園芸農業研究所と同様に少なくとも年に 1 回は棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。</p>		

項目	【⑫-ウ】劇物及び毒物表示義務違反	指摘	本編 P. 122
内容	<p>毒物及び劇物取締法第 12 条第 3 項をみると、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。」と規定されているが、本施設の冷蔵庫に保管されている毒物及び劇物に関し、当該冷蔵庫に「医薬用外劇物」及び「医薬用外毒物」の表示がされていない。従って、現状法令違反の状況であり、速やかに是正されたい。</p>		

⑬ 水産研究所

項目	【⑬-ア】毒物及び劇物の取扱義務違反	指摘	本編 P. 124
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、劇物に指定される「ホルムアルデヒド」の容器が保管庫前の机の上に置かれている状態であった。この点、劇物の取扱いについては、毒物及び劇物取締法第 11 条及び水産研究所薬品管理規程 1 一般事項にて規定されている。中身の有無は確認していないが、いずれにせよ極めて危険な状況であり、かつ、法令に違反している状況であるため、速やかな是正と対応措置を講じるよう対応されたい。</p>		

項目	【⑬-イ】毒物及び劇物管理規程の未整備	指摘	本編 P. 124
内容	<p>本研究所には、「薬品管理規程」はあるものの、当該規程の中に毒物及び劇物の取扱いに係る記載がない状況である。</p> <p>この点、国による通知「毒劇物危害防止規定について」では、毒劇物危害防止規定について、「毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、以って毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の自主的な規範であり、毒物劇物輸入・製造・販売業者及び業務上取扱者の各事業所に毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。」とされている。</p> <p>従って、国による通知を踏まえ、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するよう検討されたい。</p>		

項目	【⑬-ウ】毒物及び劇物実地棚卸の未実施	指摘	本編 P. 125
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の実地棚卸を実施していなかった。この点、毒物及び劇物を含む薬品類の取扱いに係る管理規程である「水産研究所薬品管理規程」には、「管理責任者は、所長の指示により年度当初及び必要に応じて、薬品の在庫量を「薬品一覧簿」及び「薬品使用簿」と照らし合わせ確認する。」旨規定されている。以上より、毒物及び劇物について、少なくとも年に 1 回は棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。</p>		

⑭ 内水面水産研究所

項目	【⑭-ア】 決裁文書の修正指示への対応方法	意見	本編 P. 126
内容	<p>業者選定時や業者への支払時等において起票される決裁文書を閲覧したところ、起案文書の修正指示が付箋の貼付という形で行われている文書が散見された。修正指示に従って決裁文書の修正等の適切な対応が必要と考えられるが、付箋が貼付されたままの状態で保管されており、修正対応が十分になされていない状況であった。決裁文書は、意思決定の承認過程、根拠規程が明記されている重要な書類であり、適切に作成され、保管されるべきである。決裁文書の再作成、あるいは適切な修正手続（例えば、必要項目の加筆あるいは不要箇所削除及び訂正印の押印）などにより、修正指示が決裁文書に適切に反映されるよう対応されたい。</p>		

⑮ 森林研究研修センター

項目	【⑮-ア】 毒物及び劇物管理方法の見直し	指摘	本編 P. 127
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物保管庫から払い出したものの、未使用のまま研究室に保管されている在庫が存在した。当施設において、毒劇物の管理について「山形県森林研究研修センター薬品類管理要領」に基づき適正な運用が求められているが、研究員が毒劇物保管庫から持ち出したものの、払出記録に記載された日にはすべてを使用せず、未使用若しくは一部のみ使用し、残りの分量は研究室において保管している毒劇物も少なからず存在するとのことである。</p> <p>当該要領には「試験研究用試薬の毒劇物・危険物、試験研究用農薬は本館薬品庫に施錠し保管する」とあり、毒劇物自体を本館薬品庫以外に保管することは規定違反の状態である。このような場合、受払記録の残量と実際の残量との間に差異が生じ、使用履歴管理と残量管理がなされない状況となってしまうことから、研究員は毒劇物保管庫から持ち出した毒劇物については、払出記録に記載された日にそのすべてを使用するか、研究室持ち出し分についても別途払出記録を整備し、使用履歴の事後検証可能性、追跡可能性を担保するよう是正されたい。</p>		

項目	【⑮-イ】 入札辞退理由の文書化による実効性ある競争入札の実施	意見	本編 P. 127
内容	<p>当施設の指名競争入札において、指名業者の入札辞退が散見される。辞退者が多ければ競争性の確保及び選定の経済性の点で、指名競争入札の効果が得られているとは言い難い。指名競争入札の実効性が確保できていない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探っていくことが第一である。辞退者に対してその具体的な理由をヒアリングすることは、次回以降の辞退者を減らし、競争性の確保及び選定の経済性等を追求するための取組みに活かすことが可能になるものと考えられることから、少なくともヒアリングの事実及びそれによって得られた情報については文書化し、保管しておくことが望ましい。</p>		

⑩ 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室

項目	【⑩-ア】研究不正に関する要領等の未整備	指摘	本編 P. 128
内容	<p>農業総合研究センター園芸農業研究所内にある当施設では、全職員が園芸農業研究所との兼務であり、当産地研究所固有の職員は存在しない状況である。そのような背景の中、研究不正に関する取組に関しても当施設独自で取組まれているものはなく、園芸農業研究所の取り組みを援用し対応している状況であった。</p> <p>この点、研究不正に関するマニュアルは園芸農業研究所のものを援用しており、当施設固有のマニュアルは整備されていない。この体制では、当施設でインシデントが発生した際に、当施設を管轄する村山総合支庁への報告がなされない、または遅れる可能性があり、迅速な対応の妨げとなる可能性がある。</p> <p>以上より、研究不正に関する要領等のマニュアル整備及びそれに基づく運用・モニタリング等を当施設でも行っていく必要がある。</p>		

項目	【⑩-イ】園芸農業研究所主任技能員及び研究技能員による職務分掌を逸脱した業務関与	指摘	本編 P. 128
内容	<p>支出伺兼支出票及び請求書、納品書等の査閲で、当施設「業務概要」の職員に関する内容に記載のない者が起案者とされた伝票が複数発見された。当該起案者は園芸農業研究所所属の主任技能員及び研究技能員であり、本産地研究室所属職員が兼務職員として業務を依頼していた。</p> <p>しかし、これらの職員は本産地研究室の構成員ではないため、業務依頼は職務分掌外となる。 ついては、本産地研究室に所属していない者への業務依頼は厳に慎むとともに、その上で、リソース不足等、現状の運用を継続する必要がある場合には、当該主任技能員及び研究技能員に対しても、本産地研究室の兼務職とすべきと考える。</p>		

⑪ 最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室

項目	【⑪-ア】再委託の定義及びその取扱いの明確化	指摘	本編 P. 129
内容	<p>畜産研究所と同様に当施設と A 社との間で締結した給水設備保守点検業務委託契約の一部業務（水質検査業務）について、検査能力を有さないことを理由に相手方から B 社へ再委託が行われているが、当該再委託について、業務委託契約書に定められている事前協議手続きが行われていない。</p> <p>施設担当者へのヒアリングによれば、当該水質検査業務については、受注者が検査能力を有さないことから、他の業者へ依頼したものであり、そもそも「再委託」にはあたらないという認識である。</p> <p>一般的に「再委託」とは、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいい、本件のよ</p>		



	<p>うに、委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は再委託に該当するものとする。</p> <p>県によれば、再委託の定義やその取扱いを示した通知等は特になく、各契約担当者が作成する契約書において、再委託の事前承認について記載されているのみであり、契約書の当該条項の適用に際しては、個々の事例に応じて契約担当者に判断が委ねられている状態とのものである。再委託にあたるのか否かについて一律の線引きは難しいということも理解できるが、現在の県の運用状況では、契約担当者の判断次第で再委託禁止条項の適用の有無が分かれることとなり、万が一事前協議がなされずに行われた再委託において不測の事態が生じた場合に、責任の所在が不明確となる。</p> <p>県は、「再委託」について定義やその取扱いを明確に示すことにより、担当者レベルで判断が分かれてしまうような現在の運用については是正すべきである。</p>
--	--

項目	【⑰-イ】毒物及び劇物実地棚卸の未実施	指摘	本編 P. 129
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物について実地棚卸を実施していなかった。</p> <p>この点、「最上総合支庁農業技術普及課産地研究室における毒物及び劇物管理要領」には、「使用責任者は、毎年度末において毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」旨の定めがあり、「毒劇物の整理」には、定期的な実地棚卸手続きの実施が含まれているものと考えられる。毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、定期的な在庫確認を行うべきである。</p> <p>以上より、毒物及び劇物について、少なくとも年に1回は実地棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。</p>		

項目	【⑰-ウ】雪エネルギー利用実験施設附属設備の撤去・処分	意見	本編 P. 130
内容	<p>現在は使われていない雪エネルギー利用実験施設附属設備が撤去・処分されないままの状態となっており、ほ場としての利用が制限され遊休地を生んでいる。当施設のほ場の一角には、雪エネルギー利用実験施設（雪室）が建っている。過去には、雪の冷熱エネルギーを利用し農産物の長期貯蔵、山菜類の促成、抑制栽培を行うとともに、雪解けした冷水を地下に貯え、夏期にハウス冷房や冷房育苗などに使用し、花木や野菜などの栽培試験が行われていた。現在は、雪の冷熱エネルギーを利用した花木や野菜などの栽培試験は行っておらず、貯蔵庫として利用されている状況である。については、当該附属設備について撤去・処分するなどにより、遊休地の解消を図っていくことを検討されたい。</p>		

項目	【⑰-エ】委託業務の共同発注の検討	意見	本編 P. 130
-----------	-------------------	-----------	-----------

内容	<p>当施設は、建物は山形県立農林大学校校舎と隣接しており、広大な面積を持つほ場についても、同一敷地内に当施設分と農林大学校分が混在している状況である。両施設はその設置目的、果たしている機能は異なるものの、施設管理の面においてはほぼ一体として運営されている状況にある。また、総務部門の一部職員については農林大学校との兼務となっている。</p> <p>このような中で、一部委託業務について、農林大学校との共同発注が行われているものも確認されたが、建物清掃、複写サービス、一般廃棄物処理など多くの委託業務について、両施設でそれぞれ単独発注が行われていた。</p> <p>令和6年4月には、農林大学校に隣接する形で東北農林専門職大学が開学予定となっており、今後は当施設、農林大学校、東北農林専門職大学の3者における事務負担の軽減及びコスト削減の余地を模索しながら、委託業務の共同発注を検討していくことが望ましい。</p>
----	---

項目	【⑰-オ】毒物及び劇物の重量管理の見直し	意見	本編 P. 131
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設においては、毒物及び劇物の使用に際して、次のような農薬使用記録簿により使用状況を管理している。当該農薬使用記録簿は、使用履歴の事後検証可能性こそ担保されているものの、在庫管理機能は有していない。また、薬品ごとの使用記録ではなく、栽培品目ごとの使用記録となっており、ある一定の時点で、どの薬品がどれだけ在庫として残存しているのかを把握することができない。</p> <p>施設担当者によれば、栽培品目ごとの使用記録となっているのは、研究成果をまとめる際に、栽培品目ごとに使用した薬品の量を示す必要があるためにこのような管理方法になっているとのことである。</p> <p>毒物及び劇物に係る在庫管理の第一義的な目的は、盗難や紛失、不正使用の防止にあることからすれば、ある一定の時点における実際の在庫量と帳簿上の在庫量を適時に突合できるように管理していくことが、効果的かつ効率的な在庫管理方法と考えられる。</p> <p>ただし、毒物及び劇物については、それぞれの研究機関において使用実態が異なるために、それぞれの研究機関の実情に応じ、管理レベルを決めていく必要があるのも理解できる。残重量の管理までは必ずしも必要としない場合においては、少なくとも本数、袋数等による在庫管理は実施していくことが望ましい。</p>		

項目	【⑰-カ】未使用備品活用方法の見直し	意見	本編 P. 132
内容	<p>備品及び物品の利用状況について確認したところ、当施設で保有する備品の一部について、現地調査日現在（7月20日）で使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。</p> <p>県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。</p>		

	<p>令和4年度における照合確認報告においては、遊休備品はなく、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされていたが、現地調査時の担当者ヒアリングによれば、上記備品については、理由欄に記載の通り使用頻度が著しく低く、今後も使用の見込みはないと思われるとのことであった。</p> <p>従って、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、他の研究機関を含む全庁的な利活用の照会や市町村への情報提供等により再利用を図る、もしくは、外部へ払下げにより財産の有効活用を図っていくことが望ましい。</p>
--	--

⑱ 置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室

項目	【⑱-ア】生産物受払収入における価格設定の見直し	意見	本編 P. 133
内容	<p>置賜総合支庁農業技術普及課産地研究室生産物売払い事務取扱要領によると、「生産物の価格設定は、近隣の小売店等の価格を参考に別途品質に応じた価格係数を乗じて室長が決定する。」と記載されている。同要領における「調定収入手続き」に記載の調停収入票の作成は実施されていることが確認でき、「品質及び価格係数」の根拠となる近隣地域の小売店等の参考価格についても閲覧した資料の中において確認できたが、当該要領の品質の判断基準が明確でなく、価格係数の数値根拠についても客観的に妥当といえるような根拠がないと考えられる。</p> <p>また、平成17年度に実施された包括外部監査の報告書「県が設置している試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」においても同様に、品質と係数とで一定の関連性が認められない点が指摘されている。</p> <p>については、価格設定にあたっては、品質の判断基準及び価格係数の数値根拠が客観的に見て明確に妥当と判断できるような規定の見直しが求められる。</p>		

項目	【⑱-イ】未使用備品活用方法の見直し	意見	本編 P. 133
内容	<p>備品及び物品の利用状況について確認したところ、未使用の資産(精米用白度計: 1-991-011969)が発見された。</p> <p>県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。</p> <p>令和4年度における照合確認報告においては、遊休備品はなく、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされていたが、本資産は米関連の研究に際して使用する備品であり、ここ数年、当産地研究室では米を研究対象として取り扱っておらず、また今後も研究対象として米を取り扱うことに関しては、少なからず現時点では想定されていないとのことであった。</p> <p>従って、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等につい</p>		



	ても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、他の研究機関を含む全庁的な利活用の照会や市町村への情報提供等により再利用を図る、もしくは、外部へ払下げにより財産の有効活用を図っていくことが望ましい。
--	--

⑱ 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室

項目	【⑱-ア】毒劇物保管庫の鍵の管理不備	指摘	本編 P. 134
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設の毒劇物保管庫のうち、施錠されていない（錠が壊れている）毒劇物保管庫が発見された。</p> <p>当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。</p> <p>毒物及び劇物は施錠された保管庫で保管するよう周知徹底を図るべきであり、故障した錠は早急な修理が必要である。さらに、当施設の本館2階実験室は、その出入り口についても無施錠の状態であったため、毒劇物保管庫の設置してある部屋の出入り口についても常時施錠しておく必要がある。</p> <p>加えて、当施設の作業管理室・農業機械格納庫内に設置してある毒劇物保管庫の鍵については、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。</p> <p>この点、当施設の農薬（毒物及び劇物）の適正な管理に関する事項を定めた運用手順書によれば、「農薬庫の管理は、室長が指定する管理担当者が行う。」こととなっているが、実際には管理されているとは言い難い状況である。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。</p>		

項目	【⑱-イ】物品管理事務の適正化	指摘	本編 P. 135
内容	<p>文備品現物と備品台帳の照合確認について調査したところ、平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」に従って実施がなされていなかった。備品現物と備品台帳の照合確認は毎年8月末日までにを行うものとされ、8月が事務の繁忙期であるなど、照合確認が8月末までに終了しない場合は、物品管理者の承諾を得て、年度内の別の期日を定め、任意様式で決裁を受けることとなっている。しかし、令和3年度及び令和4年度について物品管理者の承認手続きが実施されていなかった。</p> <p>施設担当者によれば、所有する備品そのものの絶対数が多いことに加え、現場に持ち出している備品が多数あり、期日までに照合確認作業を終了することが難しいとのことである。しかし、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施する目的は、現物と台帳の一致を確かめることのみならず、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の</p>		



照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことにある。そのためには、一定の期日における備品の使用状況、今後の使用見込み等に関する情報を適時に報告し、万が一期日までの報告が難しい場合には、物品管理者による承諾手続きを経て、決裁等に係る文書を保管しておく必要がある。

項目	【⑱-ウ】毒劇物廃棄方法の見直し	意見	本編 P. 135
内容	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、長期間使用されず、使用期限の経過した毒物及び劇物が散見された。また、当該使用期限の経過した毒劇物について、使用期限未経過のものと区別することなく、毒劇物保管庫に保管されていることもわかった。この点、当施設の農薬（毒物及び劇物）の適正な管理に関する事項を定めた運用手順書によれば、「有効期限切れの農薬が発生した場合は、指定する業者へ収集を依頼する。」こととなっているが、廃棄処分には一定のコスト負担が生じるために、速やかな廃棄処分はできておらず、研究以外の場面で使用しているケースがあるとのことである。</p> <p>毒劇物については、盗難や紛失、不正使用のリスクがあるとともに、使用期限の経過した毒劇物の使用により、研究成果への悪影響を与えてしまうことも考えられる。以上より、今後研究で利用が見込まれない毒物及びびについては、速やかに廃棄処分することが望ましい。ただし、廃棄コスト等についても勘案し、速やかな処分が難しいようであれば、誤って研究で使用する事のないよう通常の在庫品とは別の保管庫で管理するか、容器に印を付けるなど、通常の在庫品とは区別して管理していくよう是正されたい。</p>		